

長州藩の天保期の改革について

家 近 良 樹

はじめに——問題の所在——

よく知られているように、幕府と藩の双方を構成要素とする支配体制（いわゆる幕藩体制）が崩壊し、近代天皇制国家が新たに誕生する過程で、大きな役割を果たしたのが薩摩・長州の両藩であった。それ故、この両藩の幕末期の活動に関しては、明治初年以來、今日まで格別の関心が払われてきた。なかでも長州藩のそれに対しては、同藩の動向が幕末の中央政局を左右したこと、および質量ともに豊富な史料群が残されていること等もあつて、研究が集中してなされてきた。その結果、極論すれば、長州藩の事例を検討することで、幕末維新史に関する普遍的な法則もしく

は傾向といったものを読み取ろうとしてきたのが、近年に至る研究史の流れであつたとすらいえる。

むろん、長州藩に関する研究が格段に深められ、活発となつたのは第二次大戦後のことであつた。これは、敗戦によつて長州藩「志士」の勤王活動等を強調する単純な王政復古史観から解放され、史的唯物論を柱とする幕末維新史研究がおおつびらに行えるようになったことが、やはり要因としては大きい。また、戦後、領主側の史料だけでなく、農民側の史料が続々と発掘され、長州藩の基礎構造が明らかにされたことも大いに与つた。

そして、このような新たな状況に規定されて、戦後の長州藩幕末維新史研究の主流をなす研究が登場してくる。社

会経済的基盤の分析を重視する一連の研究である。すなわち、何故、長州藩が幕末政治運動の主役になりえたのかという大問題に対して、商品生産者の性格をともに有するに至った中農層と在郷武士との同盟関係の成立や、長州藩（なかでも瀬戸内地帯）のブルジョワ的發展段階の高さ、或いは同藩が積極的に産物専売政策を推進し、結果的に幕藩制的市場構造（それは幕府が大坂などの大都市特権商人を通じて全国の商品流通機構を統制しようとするものであった）を揺さぶったことなどを、解答として提示する諸見解がそれに該当する。

もちろん、これら諸見解の多くはその後研究の進展によつて否定されたが、其の中にあつて今でも生命を保っているものもある。その最たるものの一つが、長州藩では天保改革を契機にやがて維新の变革を推進することになる最初の政治的主体（藩政改革派）を生み出し、その彼らが改革に成功することで、長州藩が幕末期に活躍する基盤が築かれたとする見解である^③。そして、この藩政改革派（もしくはこれを否定した政治勢力）が尊王攘夷派等を経て最終的に武力倒幕派や維新官僚につながつたとされた。その際、もっぱら取り上げられるのは、文久・元治の内戦において

藩権力を掌握することになる側の政治勢力（正義派といわれた）であつた。すなわち、勝利をおさめた正義派に連なる人物（「有司」）の系譜として、村田清風↓周布政之助↓吉田松陰↓高杉晋作・桂小五郎（木戸孝允）らの功績が顕彰（もしくは分析）され、その行為が正当化されてきた。反面、坪井九右衛門↓椋梨藤太ラインにつながる人脈のそれは、俗論派として蔑まれ抹殺の憂目にあつてきた。そして、長年にわたつて、長州藩の幕末史研究においては正義派中心の歴史観から脱することが出来ず、今日に至つていゝ。しかし、改めて強調するまでもなく、俗論派とは正義派が一方的に名付けたものであり、俗論派および正義派と俗論派の中間に位置した政治勢力（中立派）の動向をも併せて分析しなければ、幕末期の長州藩が辿つた正確な歴史過程は理解出来ない筈である。

本稿は、結果として敗者側に位置づけられるようになった政治勢力の動向をも視野に入れて、幕末期の長州藩の政治過程を振り返ろうとするものである。そして、これは、長州藩が幕末政治運動の主役に踊り出ることの出来た要因をどこに見出すべきかという問題に対する私なりの解答の提示に最終的にはつながる。もつとも、紙幅等の関係で、

本稿ではその第一段階にあたる天保期に行われた長州藩の藩政改革の問題にひとまず焦点を絞ることにしたい。何故なら、正義派と俗論派の対立抗争の萌芽を天保期の藩政改革中に認める見解が、後述するようであるからである。

一 天保改革とは何時から何時までの改革を指すのか

天保期（一八三〇～四四）に長州藩で藩政改革が推進された理由としては、他藩と同様に、いわゆる封建的危機の進行にともなう藩財政の悪化と家臣団の困窮、それに領内農村構成員の階層分化による対立の激化等が挙げられる。そして、これには長州藩の特殊事情も大いに係わっていた。長州藩の特殊事情とは、同藩が、関ヶ原での敗北で、それまでの中国八カ国にまたがる大国から防長二カ国に減封され（石高でみれば約四分の一に減少）、領地に比して多人数の家臣団を抱えこむかたちで再出発を図らねばならなかったことである。

こうした長州藩固有の事情に加え、江戸期全般を通じて行われた国役（幕府からの手伝）の強制による藩財政の恒常的な悪化等が、藩自体ひいては藩士層の窮乏を深刻なも

のとさせた。また貢租の過重を農民に迫ることを余儀なくさせ、農村を荒廃に追いやることになった。そして、このような状況は天保期に入って一段と深刻な様相を呈するに至る。すなわち、この段階で藩財政は、大坂商人等からの借財でパンク寸前にまで追いつめられるとともに、藩士層は藩からの借銀（公借）と町人からの私借銀（内借）でがんじがらめとなり、共ににっちもさっちもいなくなつたのである。

(1) 天保改革の開始時期

天保改革が始まった時期に関しては、厳密に分ければ、天保九年と同一一年の両説がある。まず前者についてみる。天保期に入ると、米穀の欠乏を背景に、米価の高騰に追いつめられた下層農民・貧民（彼らは恒常的に日雇い労働に従事して米穀を購入していた）が村役人や米商人の居宅等を打ち毀したことで知られる有名な天保二年の大一揆が発生する。そして、この一揆後、藩体制の建て直しが図られ、それが翌三年の改革の基本要目の樹立につながる。ところが、改革が十分な成果を収めない内に、天保七・八年に、歴代藩主があい次いで亡くなり、また大洪水と飢饉が

発生したことによって、天保九年の藩の負債総額が藩政期最大を数えるに至る。そこで、いや応なしに長州藩の天保改革が天保九年の八月から着手されたと視るのが天保九年開始説である。そして、このように視る最大の根拠は、この月に村田清風が香川作兵衛とともに地・江戸仕組掛に任命されたことである。つまり、この任命によって、村田が「藩政改革に着手」し、そのあと「本格的に天保改革を実施、主導し」、「とくに財政・民政に手腕をふる」うことになったとする。⁽⁴⁾ 天保一一年説は、『修訂防長回天史』などが採っている説で、これは天保期の改革に末端官僚として関わりをもった兼重慎一の主張に多くを負っている。兼重の回想によれば、天保一一年に始まった改革は、同一五年に突如ピリオドをうつとされる。

もつとも、このように截然と分けるのではなく、両者を連結させて捉えようとする意見も有力である。例えば、天保九年に始まった改革が本格化するのが同一一年だとする三宅紹宣氏の次のような見解⁽⁶⁾などがそれに当る。「長州藩の天保改革は、天保九年（一八三八）八月、藩主毛利敬親のもと村田清風・香川作兵衛が地江戸仕組掛に任ぜられて開始された。しかし、この改革は順調に行われず、天保十

一年（一八四〇）七月には村田清風以下一六名から改革構想を提出させる大会議が開かれ、更に徹底した改革が展開されていく」。

(2) 天保改革の終焉時期

続いて、天保改革の終了した時期であるが、これはほぼ一致しているといつてよからう。諸書の多くも、先程挙げた『修訂防長回天史』も、いずれも弘化元年（天保一五）六月に、改革を主導した人物（当役の益田元宣、当職の毛利房謙、当役手元役の村田清風、当職手元役の中谷市左衛門）が一斉に退職したことをもって改革が終了したとみなす。⁽⁷⁾ その他、軽視出来ないものに、改革に深く関わった中谷市左衛門の「いつとなく」終わったと視る見解⁽⁸⁾がある。これは改革がある時点で終わったとはみなさない説である。

二 従来の支配的見解とそれへの疑問

さて、以上が天保改革の開始時期と終了時期に関する主な見解であったが、これから、天保期に行われた長州藩の改革について、具体的に分析する前に、ごく簡単に研究史を振り返っておきたい。長年にわたつて続けられてきた

(ただし現在は停滞状況にある) 同藩の天保改革研究には、幾つか大きな特徴が見られるといってよからう。その最たるものの一つが、改革の経済面への極度に偏った注視である。言い換えれば、改革を総合的に捉えようとする視点の欠如である。つまり、長州藩が天保期に幕藩制的市場構造といわば対立関係に入ったことを重視し、ここに幕府からの自立の萌芽の状況の到来を見い出そうとしてきたのがかつての研究の主流であった。具体的に記すと、「国産方」を中心とする国産専売政策の実施や「越荷方」の設置、或いは藩外(際)交易の推進等をもって、幕府の商品流通統制機構からの自立を長州藩が図ったとして、それを殊更重視してきたのである。

ところが、こうした発想に固執しすぎた(傍点筆者。以下同じ)結果、改革が経済面のみならず、諸般の問題全てに及んだ多面的なものであったという視点が欠如しがちとなったといえる。長州藩の天保期の改革は、危機的状况に陥った藩体制を抜本的に建て直すために行われた。また、天保期に目立つようになつてくる外国船の渡来にどう藩として向きあうかといった問題にも対応しようとした。その結果、改革は、藩財政の再建(藩債の償却)を中心に、多

方面に及ぶことになった。それが、改革の経済面にのみ研究者の関心が集中しがちとなったことで、改革の全体像が捉えられにくくなったといえる⁽⁹⁾。また、これがより大きなことであるが、長州藩の天保改革が幕府の改革と連動していた側面が不当に無視されることにもなった。

ついで大問題となるのが、村田清風の存在のあまりの大きさである。長州藩の天保改革に関しては村田が改革を指導して成功に導き、やがて幕末維新期における長州藩活躍の基盤を造りあげたとの評価が支配的であることはすでに触れた。そのため、随分長い間、天保改革の分析は、村田個人の考えや動向と重ね合わせて理解されてきたといつてよい。『村田清風全集』を拠る所に、村田の財政改革・治世観・海防論・洋学知識等が分析されてきたことが、そのことをなによりも語っている。しかし、このような分析手法は、天保改革の内容および性格を説明するうえで望ましいものであろうか。私にはそうは思えない。また、史実に必ずしも適合しないと考える。

ところで、この点に関して、近年、注目すべき論稿が発表された。田中誠二氏の二つの論稿⁽¹⁰⁾である。氏の論稿が高く評価されるべき点は、①従来天保二年の大一揆とのつな

がりの中でしか天保改革が論じられてこなかったのに対し、文政末期から天保前半期を天保財政改革前夜と位置づけ、それとの連関で天保改革期の長州藩の財政改革の実態を解明しようとしたこと、②村田清風のみを「財政改革の立役者」と捉えるのではなく、彼と「志を同じうする経済臣僚たちがチームとして」改革に取り組んだ面に眼を向けたことである。

①の視点からは、長州藩の天保改革は村田清風の主導によつて始められたことで独自性を有したのではなく、それ以前の改革の成果を受けついでという至極当然のこと（しかし、以前はそうではなかった）が提示される。また②の視点からは、村田のみを改革の立役者として特筆することの非（ひいては正義派史観の非）が明確に指摘される。

このように、田中氏の二つの論稿は、従来の研究に転換を迫るものであるが、同時に大きな限界も抱えこんでいる。

その一は、財政改革の側面にのみ眼が向けられており、改革の他の側面には全くといってよいほど眼くばりがなされていらないことである。その二は、改革を主導したのが経済臣僚グループであるといいながら、事実上村田清風らの

分析にとどまっていることである。なかでも、私ごとくに問題にしたいのは、坪井九右衛門を筆頭とする反村田勢力とみなされてきたグループの存在が初めから視野に入っていないことである。その点で、田中氏は村田中心史観の枠を抜けていないと見なさざるをえない。

なお、この点との関連で更に付け加えると、天保改革を主導した政治勢力については、次のような常識が昔から頑として存在するといえよう。それは、村田清風のリーダーシップのもと改革が積極的に推進されたものの、弘化元年に村田が退職した後、まもなく守旧派の坪井九右衛門グループが台頭し、彼らによつて改革が阻止され、改革が挫折に終わったとするものである。つまり、天保改革の成功と挫折を村田グループから坪井グループへの藩権力掌握者の交代と絡ませて理解する。そして、その延長線上に、村田の後継者として周布政之助を、坪井の後継者として椋梨藤太をそれぞれ位置づけ、前者を後年の武力倒幕派に、後者を佐幕派につながる存在と評価する理解の仕方（正義派對俗論派史観）が樹ち立てられる。

実はこうした評価は明治維新の終了後、比較的早い段階で確定する。そして、その代表が末松謙澄の筆になる『防

長回天史』であつた。明治三三年に印刷され配布された『防長回天史』は残存していないので、該部分の記述が当初どうなつていたかは判らないが、明治四年に末松が前書に修正加筆を施した『修訂防長回天史』には、強烈な正義派対俗論派史観がみられる。⁽¹³⁾ すなわち、末松は、「清風……天下の大勢を洞察し時務の要局を識るの才に至りては則ち殆んど群に絶す」「清風等の為す所一定の計画あり、勇往邁進必ずしも物情を問はず」と村田らに高い評価を与える一方で、坪井らに対しては、「坪井等は則ち之れに反し、流俗と競はず、人心を失はざるを以て主となす。是れ其俗論の名を得し所以なり」と、真に手厳しい評価を下した。そして、さらに、末松は、「文久元治以後長藩に正俗の二論あり。既に此時に胚胎す」としたうえで、坪井個人に対して、「当時の才物なり。能く世態に通じ吏務に熟す。当時藩の人才を論ずる者村田と並び称す」と村田のライバル的存在と位置づける。そして、最後には、「内忌刻にして人を容るる能はず。清風の名高きを見て往々其政を譏る。清風等の改革を喜ばざる者之れに雷同す。終に取て之れに代るに至りしなり」と人格攻撃にまで及ぶ。

さて、末松はこのような評価を下したが、この評価が

後々まで受け継がれ、近年に至つたといえる。が、このような評価は妥当なものであろうか。ここでまず確認しておかねばならないのは、末松が長州人ではなく、福岡県の小倉出身で、生年も安政二年（一八五五）であつたことである。つまり、関連史料を読むか、誰かから知識を得るしか、天保期の藩政改革について記述する際、彼には手段が無かつたということである。

そして、さらに留意しなければならないのは、もともと末松が藩史の編纂を依頼されたとき、対象とされた時期がペリー来航のあつた嘉永六年から明治四年の廃藩置県までだつたことである。⁽¹⁴⁾ ということは、それ以前の天保期は対象外とされたということである。したがって、天保期の調査に関して、末松はそれほどの労力を割く必要も、また時間的余裕も共に無かつたといわねばならない。なぜなら、末松はごく短い期間（二年間）でこの仕事を完了することを約束させられたからである。そして、事実、末松は編纂の監修を承諾してから三年を経過した明治三三年に『防長回天史』を完成する。⁽¹⁵⁾ こうした背景を考えれば、末松が天保期に関する史料を広く渉獵したとは到底思えない。

では、末松の先程のような評価はどうして確立されたの

か。これには、当然、彼の周りにいた人物の意見及びそこから提供された史料がそのまま反映されたと思なければならぬ。彼の周りにいて、彼に影響を与えた人物とは必ずばり言つて兼重慎一や中原邦平らであつた。兼重は、明治一年に『毛利四代実録』の「編輯掛」を命じられて以来、同二二年に発足した史談会に参加し、その後まもなく史談会と旧藩事蹟取調所が一体化した研究会の委員となるなど、長州藩の幕末維新期の実情を各方面に語つて聞かせる役割を一貫して果たした人物であつた。¹⁶そして、このような役割は、明治二九年に老齢のため委員を辞退するまで続いた。また中原は、末松と同年齢であり、兼重と同様、明治二〇年代から藩史の編纂に従事し、後に毛利家の編輯所主任にまで昇りつめた人物であつた。こうした人物の意見や評価が末松に伝えられ、かつ彼らの手を通して関連史料が渡されたのである。事実、末松は、明治四四年の七月に記された『修訂防長回天史』の緒言で、このことを率直に認めていた。

その兼重や中原が末松に伝えた天保改革に関する評価が、先程の村田中心史観に他ならなかつたといえよう。なかでも強烈な正義派・俗論派史観の持ち主であつた兼重の

意見は、末松に決定的な影響を及ぼしたとみられる。何故なら、兼重が史談会で語り続けた回顧談（それは、村田を突出した存在として大きく扱い、彼の主導になる藩政改革を高く評価する一方で、坪井およびその同志を猛烈に批判・弾劾するものであつた）は、『修訂防長回天史』の記述と一致するからである。また、これは、広田暢久氏が指摘していることだが、『修訂防長回天史』は総体としては必ずしも「全編を正義派と俗論派の闘争とはみていない」¹⁷。ところが、こと天保改革期の評価に関しては、強烈な正義派対俗論派史観に立つて記述されている。このことは、私には末松が兼重らの意見をそっくりそのまま受け入れたことを物語っているように思われる。

三 改革の具体的な経過

さて、前章まで、天保改革の開始と終了の時期に関して諸説があること、天保改革に関しては村田清風のリーダー・シツプが過度に強調されてきたこと等々の事実を記した。本章では、これを受けて、以下天保改革の具体的な分析を通して、こうした諸説に対する自分なりの解答を提示することにした。ただ私に残された紙幅に余裕がない

ので、詳細な分析は別の機会に果たすことにしたい。

(1) 天保期以前の藩財政

江戸期後半以降の長州藩は、諸藩の多くがそうであったように、藩財政の再建に向けて絶えることのない取り組みを余儀なくされた。宝暦九年（一七五九）の時点で開始された宝暦改革では、家臣中および地下から徴収された馳走米でもって、藩の抱えた借銀を返済することが始まった。

ついで、安永七年（一七七八）から九年間にわたって、家臣には半知が、地下には石別五升の馳走が命じられた。⁽¹⁸⁾ また、種々の名目のもと家臣や百姓町人に藩所有の米銀が貸し付けられ、利足が吸い上げられた。すなわち、藩士・民間人双方の犠牲のうえに、藩の借財が支払われたのである。しかし、こうしたあり方がいつまでも許されなかったのはいうまでもない。家臣団および農村の困窮は、支配体制の根幹部分を動揺させることになったからである。

ここに本格的な改革が志向されねばならない必然性が生じた。もつとも、そうはいっても、幕府から随時命じられる国役を拒否できなかつた以上、財政再建策の対象が限定されることになったのも事実であった。すなわち、藩財政

最大の出費元である江戸方の経費および藩主・係累に関わる経費の削減が目指されることになった。何故なら、この両者こそ、日本最大の消費都市江戸にあつて金銭を湯水のように浪費していると国元で受け取られていたからである。

こうした動きは、天明初年の段階で明らかとなる。国元の実力者である当職・当職手元役・所帯方役の三人が協力して、江戸方と藩主・係累を標的とした出費の削減に取り組むことになったのである。⁽¹⁹⁾ そして、これは、天明四年（一七八四）の藩の通常財政の地方（国元）と江戸方への引き分けの決定となつて結実する。この時、藩の歳入一四万六〇〇〇石余でもって江戸で要する費用を支払い、他方小物成（雑税）からの収入でもって国元のそれを支払い、江戸と国元の双方とも他からの借財を一切禁止とした。これはいうまでもなく、国元と江戸の財源をともに確定し、江戸での財源不足を国元からの送金で賄うというそれまでの悪しき習慣を断ち切ろうとしたものであった。

もつとも、「藩財政の地江戸引分け」は、後年、「此節より地江戸の争ひも出来候歟」と回想されたように、江戸方と国元との深刻な反目を惹起させることになった。そし

て、この後、享和二年（二八〇二）には「所帯方一途地方
捌き」が始まる。これは、江戸方での出費（藩主や係累、
それに江戸方の乱費）を国元が押さえこみ、国元の当職以
下が財政改革の主導権を掌握するために採られた政策で
あつた。

ところが、この「所帯方一途地方捌き」も三〇年近くを
経過した文化八年（二八一）に停止される。藩主と係
累、それに江戸方の強い不満を受けての決定だったことは
明らかである。そして、この停止によつて、再び藩主と係
累、それに江戸方の財政支出における主導権が江戸の当役
と当役手元役、それに江戸方御用所役等に握られることにな
り、その結果、江戸方を中心とする借財の著しい増加が
見られ、こうした状況の下、天保期に突入する。

(2) 天保改革の開始

さて、これから、いよいよ天保期の改革に話を進める
が、私は天保期の改革は二段階に分けるべきだと考えてい
る。第一段階は天保八年から同一〇年まで、第二段階は同
一一年から弘化年間までである。そして、その直接の前段
階として天保三年から同七年までの準備期間を持つたとみ

なす。

ところで、準備期間に関しては、天保九年の九月に、藩
主に就任して間もない毛利敬親が、一門家老（益田元宣や
毛利房謙他）をもつて藩内に改革に取り組む自らの姿勢を
示した「御意の旨覚」中に、「過ル辰年（二天保三年）重き
御仕組被仰付候処、立直りの期に不至内に」天保七年を迎
え、ガタガタになったとあることに注目しておきたい。こ
こには、天保三年に始まった改革が成功を収めない内に、
天保七年の大洪水や元藩主のあいつぐ死去にともなう葬儀
費用の捻出等で、それが失敗に終わったことが簡潔に記さ
れているからである。²²⁾

続いて、改革本番の時期であるが、私は天保八年から同
一〇年迄を徹底した儉約の励行と財政改革が目指された段
階、同一一年から弘化年間迄を改革の対象が財政面のみな
らず、その他諸方面にまで及んだ段階（旧「流」弊改正と
いう掛け声のもと、全面的な改革が目指された段階）とみた
い。そこでまず前者から検討するが、天保改革の開始時期
としては天保九年八月説が有力であることは既にふれた。
そして、その根拠がこの月に村田清風が地・江戸仕組掛に
任じられたことによることも指摘した。これに対し、私は

あえて天保八年の重要性を強調したい。つまり、私は、天保八年に改革が事実上始まると視る。このことは、村田清風の呪縛から離れば容易に理解しうることである。

では、何故、天保八年が重要であるのか。その理由の第一は、天保改革を指導する政治勢力がこの年に登場して行くことである。まず、毛利敬親の存在が挙げられる。彼は、この年の三月に藩主斉元の養子となり、次いで四月二七日に家督を継ぐ。そして、この彼の認可と指令のもと、改革がスタートする。同時に国元と江戸にあつて改革を実質的に推進していく中心人物とそのブレンとなる官僚たちの姿が鮮明に浮かび上がってくる。当職の益田元宣(越中)や木原源右衛門・奈古屋登・長屋藤兵衛・仁保弥右衛門といった人物がそれに該当する。

なかでも中心的な役割を果たすことになったのが益田元宣であつた。彼は、前年に続く大洪水の発生等で、この年の藩の借銀が九万貫目余に達すると、断然たる改革を余儀なくされる。そして、藩財政の運用にあたる所帯方役の長屋らに対応策を諮問する。なお、益田が所帯方役との話し合いを急いだ緊急かつ主要な理由としては、他に家臣団の困窮が一段と深刻な様相を呈し、困窮のあまり、家臣団が

どのような行動にでるか予断を許さなかつたことが挙げられる⁽²³⁾。また、いま一つの要因としては、この年の二月に大坂で発生した大塩平八郎の乱の影響が挙げられる。この乱の情報が長州藩内に伝わり、長府藩(支藩)や瀬戸内地帯などで一揆が派生していったからである⁽²⁴⁾。

さて、このように所帯方役らと対策を協議し改革に乗り出した益田元宣であつたが、改革を行うためには江戸方の出費を押さえ込むことがまず求められた。何故なら、「量入為出の理を以、御仕組被仰付度候へ共、当時地方よりいか程申立候ても、於江戸方ハ近年の形勢を以、御繰出の目当を致し、其辻え足り足らずの論而已」という状況が目の前に厳然として在つたからである⁽²⁵⁾。そこで益田らは、こうした苦境を打開し、藩財政を建て直すためには地方と江戸方の財政面での統合(「地江戸御一所帯」)が不可避だと判断し、益田が出府し、敬親および江戸在住の藩トップに直談判することになる。そして、地江戸が財政的に合一されることを前提に、「御用所役御所帯方役兼帯」つまり国元と江戸双方の財政を担当(兼任)する役人の人選を行う(具体的に候補として名前のあつたのは、中谷市左衛門・兼重源六・小川善左衛門・木原源右衛門らであつた⁽²⁶⁾)。

時を同じくして、一〇月段階で、藩主敬親の支持のもと、儉約策の具体的な実施についての「僉議」が命じられる。それは、「未御仕組建も相調兼候」程の絶望的な財政状況にあることを率直に認めたくえで、「格別嚴重」な儉約策の提出とその実行を求めるものであった⁽²⁷⁾（もつとも、「地江戸御一所帯」の試みは、この段階では先送りされた⁽²⁸⁾）。

ここに改革は事実上始まったと見るべきであろう。そして、最初に強調しておきたいのは、この改革は幕府の承認のもとに開始され、その後幕府の指令を受け入れるかたちで推進されたことである。すなわち、この年新五ヶ年計画による徹底した儉約令が発令され、幕府へ届け出て、その承認を得たうえで実施に移された。それは藩内に対して猛烈な節約策の実施を求める一方で、幕府役人への贈物と毛利敬親の供回り（参勤交代の際など）の減少を柱とするものであった。ということは、長州藩（敬親）にとつて、自らの家格と先祖（「御先代様方」）の定めた「御仕法」をもに否定もしくは修正したということでもある。また、長州藩も構成要素であった公儀権力の一員として当然果たさねばならない義務（「公務」）を放棄したということでもある。そのため、藩首脳は幕府や諸藩に負い目を感じ、一層

前代にも増す儉約策の励行を藩内各層に求めることとなる。何故なら、「国立候程の御省略不被仰付候ては、公刃外向えの御義理合も相立不申候」であったからである⁽²⁹⁾。既述したように、従来ややもすれば、長州藩の天保改革が幕府のそれに先行したこと、および改革によつて幕府からの自立が促されたこと（幕府の経済統制からの逸脱など）が強調されがちであるが、この点を軽視すべきではなからう。

そして、改革案の提出が命じられてからほぼ二カ月が経過した天保八年の十二月一〇日頃になって、「孰れ来年ニ至り往懸候御仕組可被仰付候」と、翌天保九年からきちんとした「御仕組」にもとづく本格的な改革が開始されることとが予告される⁽³⁰⁾。続いて一四日には、藩内の家臣団に改革についての大雑把な方針が通知される。それは、益田元宣がまず演説を行い、右筆の奈古屋登が御意書を読み聞かす（ただし、奈古屋が病気のため、木原源右衛門が代行した）という方式にもとづくものであった⁽³¹⁾。次いで、暮の仕事納めと年始時の酒食について厳しい制限が命じられるなど、儉約策の内容が具体的に指示される⁽³²⁾。

翌天保九年に入ると、改革をスムーズに行うための人的整備が一層成される。中谷市左衛門が一月九日に御所帯方

に配属され、その後五月七日に江戸当役手元役となる。中谷の江戸当役手元役就任は、改革を行ううえで江戸方の改革（とくにその経費節減）が不可欠と考えられたためであった。そして、この間、閏四月には、江戸城で諸大名に對し、老中以下から、天保一一年までの三年間、「格別ニ質素相守」ること、かつ大名が移動する際に伴う「供連」の数も省略すべきことが通達される。⁽³³⁾ すなわち、ここに改めて長州藩の改革は、幕府の指令と公然と連動するかたちで始められることになったのである。そして、このあと閏四月二六日に毛利敬親が初めて藩主として入国する。

さて、ここに国元で改革を行う（藩主敬親のもと、「莫大な借財」に依存する体質を建て直す「御仕組」を作りあげる）態勢が一応整った。現に、このあと「御仕組」づくりの作業は進展する。六月から一月にかけて長屋藤兵衛・仁保弥右衛門・小川善左衛門・福原与左衛門の四名が、所帯方役・江戸方御用所役兼帯に任命される（長尾が頭人）。これは地方（国元）の請払を担当する所帯方役が、江戸方の請払を担当する江戸方御用所役をも交代で勤めるというもので、前年に計画された「地江戸御一所帯」実現に向けての第一歩に他ならなかった。

そして改革を指導したとされる村田清風が、香川作兵衛とともに地・江戸仕組掛に任命されるのはこの年の八月四日のことであった。また彼ら兩人に続いて、八月初旬から中旬にかけて周布勘解由・中村伝左衛門・田中彌人が仕組掛に新たに加わる。そして、このあと、『修訂防長回天史』に拠れば、翌天保一〇年七月には木原源右衛門・山田市郎右衛門・長屋藤兵衛が仕組掛に加わった。⁽³⁴⁾ このことは、村田が財政改革の当初から改革遂行のメンバーに加わっていたわけでも、彼が突出した存在として改革をリードするポジションにいたったとしても、どうやら無かつたことを意味する。

ところで、この点との関連で改めて検討しておかねばならないのが、村田と香川が作成に関わった「天保九戌年御仕組大野取」である。ここには、藩財政の窮乏を受けて、①地方と江戸方の請け（収入）の内、四分の一を「人事天災等の御臨時銀に引除」き、つまり初めから臨時支出用に割いておいて、残りの四分の三をもって地方と江戸方の支払いに当てるとの提案が記されている。また、借銀方を返済方として再興させることも提案されている。

従来の支配的な見解では、村田が中心となって作成した

このプランに沿って以後改革が実施されたと評価してきた。天保改革が村田の指導にもとづくこととされてきた所以である。ところが、先程から記してきた天保八年以来の改革の流れの中に、村田の地・江戸仕組掛任命を位置づけたらどうなるか。いうまでもなく、村田の任命によって天保九年の八月に改革が始まるのではなく、益田や中谷、或いは長屋・仁保といった改革推進グループに、村田や香川らが新たに加わり、村田らが指令を受けて改革の原案（それは審議の叩き台となるべき具体策であった）を作成したと考えるをえない。もちろん、そこには長年国元と江戸にあつて、藩財政に関わり続けてきた村田の実務経験にもとづく個人的な抱負がこめられていたとしても何等不思議ではない。が、それよりも、より大事なことは、村田らが作成した原案が、前記の財政改革チームの考えや思いを反映したとみられることである。

それに、そもそも彼ら改革派の前に残された選択肢は初めから決まっていたといえよう。それは、藩の収入に依じて支出をおこなう（「量入為出」というものであった。そして、そのためには、藩の借財の大きな部分を占める江戸方や藩主・係累の浪費を抑さえこまねばならず、そこに定

額制度の導入が不可欠となったのである。したがって、村田らの作成になる「天保九戌年御仕組大野取」もこのような改革派グループの総意を反映したものであったと位置づけねばなるまい。また、この時提出された予算大綱に関する提案は、文政期に樹てられたそれを受け継ぐものであり、過度に天保改革の独自性を強調することは慎まねばならないであろう。

さて、このように益田以下、長屋をキャップとする改革チームによって改革に向けてのプランが練られたが、最終的に方針が固まったのは天保九年九月段階のことであつた。そして、九月二八日に新に決まった方針が藩内に対して通知される⁽³⁶⁾。それは、まず藩が今現在直面している財政危機を「古来無之御大借」としたうえで、「ケ程の御大借と成候ては、最早尋常の御仕組建二ては御納細メの目途不相立」と、真にドラスチックな経費節減策を提示する。それは経常費の三分の一もしくは四分の一、および臨時費の半分を初めから削減して藩の財政支出を考えるといたのであつた。そして、家臣に対して、当年（天保九年）から天保一三年まで半知の出来を伴せて命じた。もつとも、半知を言いながら、敬親の強い希望で高百石につき米二石

の宥免を認めることも通知された。そして、この敬親の恩情を強調して、家臣に敬親に対する感謝の念を呼び起こそうとするやり方も、以後定番となる。

天保一〇年(一八三九)に入ると改革がまた一段と進む。なかでも注目すべきは「御国産方」が領内産物の販売を一手に握ろうとしたことである。これは、文政一二年(一八二九)に「御内用産物方」を設置し、領内外の産物の売買をこの役所に担当させようとしたものの、天保二年の大一揆でそれが失敗していたことを考えれば、「御国産方」が「御内用産物方」を包みこむ動きに他ならなかったといえよう。ただ、前回と大きく違ったのは、「御内用産物方」と比べて、「御国産方」が「甚手広の取捌筋」を意図していたことである。⁽³⁷⁾すなわち、「御内用産物方」設置時よりはるかに多い領内産物を対象に、藩による独占的な売買の実施が目指されたといえる。

続いて、天保一一年(一八四〇)に入るが、この年の重要性は次の点に求められるであろう。一つは、前年もしくはそれ以前から突きつけられていた課題の根本的な解決に向けて、一段と精力的な取り組みがなされたことである。いま一つは、改革の対象が財政改革以外の分野にまで及ぶ

ことである。

まず前者から見えていくが、天保一一年に入ると、地方と江戸方の一致にもとづく改革の必要性が以前より一層声高く叫ばれ、現にその線に沿うかたちでの改革が推進されるようになる。そして、その前提として、スタッフの精選が行われる。二月一日に江戸当役に益田が、国元の当職に毛利房謙(蔵主)がそれぞれ就任し、一八日に敬親が萩に到着したあと、三月には要路の任免が一斉になされる。すなわち国元では、敬親の希望もあつて、寺社奉行役に宍戸猪之助と口羽善九郎が、蔵元両人役に木原源右衛門が、当職手元役に山田市郎右衛門がそれぞれ任命される。他方、江戸と国元の御右筆役に坪井九右衛門と岡田与右衛門が登用される。次いで、四月二三日、病気を理由に仕組掛辞任を願い出ていた村田の要望が不許可となり、五月二七日に当役用談役を命じられる。

そして、これらの新人事によって改革をスムーズに行う態勢を整えたうえで、藩の借銀を家臣や地下からの馳走米でもって返済する仕組にメスが入られる。また、大坂商人への借銀の利下げや返済期間の繰り延べ等が図られる。また藩主・係累が保有する「遊銀」を借銀返済に充てると

いう荒療治もなされる。つまり、それまで家臣と地下に借しつけられ、「御家来中并百姓共骨からみの貧病」の要因となっていた、藩主・係累の私財貸し付けを「御納切（＝帳消し）」とすることで、一気に家臣団の困窮を救うことになったのである。

また、あい前後して、積極的な殖産興業（富国）政策も採用される。その中心となったのは「御国産方」と「八幡方」であった。「御国産方」が手広く産物の販売を一手に担当することは前年に決定をみていたが、この年の六月に、「榎方御用」も含むことになった。⁽³⁸⁾そして、翌七月には「御国産方」が鯨・燈油に関連する商いをも新たに包摂するための調査が始まる。⁽³⁹⁾ここに「御国産方」は、より手広く殖産興業全般にかかわることになっていく。次いで九月に入ると、下関に置かれた「八幡方」役所に「越荷方」兼帯が命じられる。「越荷方」とはこの年創設されたもので、藩から資金の提供を受けて、四国九州および北国から下関海峡を経由して上方に運ばれる米穀・綿・塩干・鯛等の貨物を扱う業者に資金を貸付し、その利息をとることで長州藩の富国を図るという政策であった（なお、翌一二年には農村の小商人や小生産者に免札を発行し、郡奉行が免札保

持者を通して商品流通路を直接掌握する手法が採用される）。

以上、家臣団の救済問題と殖産興業政策について簡単に記述したが、続いて後者の問題に移りたい。天保一年に始まった改革のいま一つの大きな特色は、改革の対象が財政改革以外の分野にまで及んだことである。それは、旧（流）弊の改正を旨とするというスローガンのもと、行政組織のスリム化・リストラの奨励から始まって、多方面にわたがることになった。すなわち、この年から弘化元年にかけて、徴税法の修正、司法制度の整備、民衆の宗教生活への干渉、羽賀台での軍事操練の実施、藩校明倫館の改革を柱とする人材の養成等々が行われる。これらは、いずれも藩が直面した体制危機に対して採られた措置であった。本稿ではその個別の政策について分析は一切出来ないが、藩体制を根本から建て直すために、イデオロギーを含む次元にまで改革の矛先が向けられたのである。

(3) 天保改革によって明らかとなること

さて、以上、主として天保一年末時点あたりまでを対象に、改革に向けての動きを、ざっと俯瞰したが、ここで視点を変えて、天保改革の実施にともなうて一体どういっ

たことが浮き彫りになってきたのかという問題を考察することにしたい。そして、これは、長州藩の天保改革の性格をどのように評価すべきかという問題にもつながる。と同時に、天保改革時に、長州藩が将来的に活躍しうる基盤（要素）を多少なりとも形成しえたとしたら、それは如何なる点に求められるのかという問題にも係わる。

ところで、長州藩の天保改革の性格に関しては、かつて長年にわたって、封建反動にとどまったか、それとも絶対主義への傾斜が認められるかをめぐって論争が続けられた。しかし、前節までのごく簡単な経緯からも明らかのように、改革の性格をこのように二者択一的に問うことは、そもそも土台無理といえよう。長州藩の天保改革にはこの両面が渾然一体となつて含まれているからである（すなわち、本百姓維持政策を初めとする農村対策には封建支配体制の建て直しを図る藩権力の意志が容易に読み取れる。他方、藩外から利益を積極的に吸収しようとする商業政策や法整備を図る統治政策などからは、新たな状況に藩の在り方を対応させようとする藩権力の明確な意図が窺われる）。

では続いて、天保改革時に明らかになることで、次代に受け継がれ、長州藩発展の礎となつたと思われるものを幾

つか挙げる。その第一は、改革が藩の総意に基づくという形を採つて行われたことである。つまり、ごく一部の者の構想によつて決定された方針を、下の者に押し付けるという上意下達の方式を採らなかつた。そのため、藩政改革に直接取り組むスタッフのみならず、地方所勤を含む多くの藩士に改革についての意見が問われることになつた。改革が出来るだけ幅広い藩士層の意見に基づくという形式を採用しなければならなかつたからである。事実、天保一年の七月には改革に直接携わる仕組掛（十数名）の意見が、続いて八月から一二月にかけては代官および地方所勤務の数十名の藩士が、それぞれ意見を開陳した⁴⁰。そして、長州藩の改革は、これを受けて、結果的に多数の藩士の意見をかかなりの程度反映することになつた。当然、それは従来とは比較にならない多くの家臣層に改革への関心を呼び起こしたと思われる。また、このことは、その後の藩の最高意思決定のあり方にも、影響を及ぼすことになつたと考えられる。

次いで、改革の進行にもなつて目立ってくるのは、経済官僚が求められだし、彼らの存在が一段と藩にとつて大きなウェイトを占めるようになることである。このこと

は、改革が本格化する天保一年になって大々的に頭われてくる。例えば、同年七月の時点で、病弱な藩士の養子話が「不器用」だとの理由で問題となる。改革政治が進行するなか、「業の器用不器用」が大きく問われるようになってきたことを受けてのことであった。⁽⁴²⁾「器用」な者とは、「功者」であり、藩にとつて「御用ニ相立候者」であった。⁽⁴³⁾別の

の言い方をすれば、実直で経済のことがよく解る能吏（「篤実貞正ニて利勤の野取宜敷者」⁽⁴⁴⁾、「商ひ方心得候者」⁽⁴⁵⁾）ということになる。すなわち、病弱で不器用な者では藩に貢献など出来ないし、養子話に待たがかかったのである。また同じ一一年七月には、一般論として、「其器ニ応し御役被仰付候」⁽⁴⁶⁾ことを求める意見も藩士の中から出てくる。

では何故、この時点でこれほどまで経済のことがよく解る能吏がもてはやされるようになったのか。これは、一つには、大坂商人に対して、長州藩の特産品である米・紙・蠟などを売却したり、また時には藩債の償却や借銀の利下げなどの交渉を行うことが、前代にも増して不可欠となったからである。いま一つは、越荷方がこの年の十一月に設置されたことにもよる。つまり、下関を経由して大坂に向かう商船（その中心は北前船）に積み荷（越荷）を担保とし

て資金を貸し付けようとすれば、担保の商品価値に対する目利き（「質物目利」⁽⁴⁷⁾）が必要となってくる。彼らの目利きの如何によつて藩に入る利益が大きく違ってくるから、藩としても、当然、真剣にならざるをえなくなつた。このように、時代は、長州藩に「二本の刀を差した商人」の登場を急がせたのである。

そして経済官僚のなかでも、財政改革の成否を分けることになつたのが蔵元両人役の出来・不出来であつた。蔵元両人役（二人）とは、藩の経費出納や土木工事物品購入等を掌つたポストであつた。当然、国元の子算は彼らを取り仕切つた。したがつて、この「両人役の功不功ニ依」⁽⁴⁸⁾り、財政改革がうまくいくか、いかないかが大きく左右されることになつた。こうした事情もあつて、長州藩では、財務に通じる「功者の役人（『プロの財務家』の育成が急がれることになつたのである。そして、こういった連中が他藩に比べておそらく多く存在したであろうことが、幕末における長州藩台頭の要因の一つとなつたことは十分に考えられる。

第三に挙げられるのは、改革をスムーズに行うため組織の改編が図られたことである。それは、大にして言えば、

地方（国元）と江戸方との一致体制の創出、小にして言えば人事の見直し等を急ぐというものであった。そして、前者の課題が出てきたには、天明四年の藩財政の「地江戸引分け」以後、地方と江戸方との対立が始まったとの認識が、広く改革チーム関係者の間にあったことが大いに関係していた。⁴⁹つまり、このような対立を解消し、挙藩一致体制を創出するため、地方と江戸方の区別を廃止しようということになったのである。この問題が登場してくるのは、既述したように、天保八年段階であったが、天保一年末時点で、在江戸と在国元の藩首脳がともに話し合つて改革内容を決定するという姿勢が藩内に対して打ち出され、これは以後定着する。

また、江戸と国元の藩首脳が評議して決定した改革路線を藩内隅々にまで周知徹底させるために、組織の改編とスリム化が図られた。これは、むろん改革に向けて藩の最高意思をいかにしたらスムーズに決定できるのか、またそれが末端にまで浸透しうるのかという問題意識にそもそものは発していた。そして、当然のことながら、過剰人員の削減による経費の節減をも目指していた。そして、このような認識を受けて、天保一年頃から、役所（役職）の統廃合

や兼役が命じられることが多くなってくる。

四 天保改革は何時の時点ですべて終わったのか

さて、これから最後に天保改革が何時、どのような理由で終わったのかについて検討することにした。天保改革の終焉の時期に関しては弘化元年説が有力であること、そのように見なす根拠が極めてハッキリとしていることは既に触れた。この年の六月に行われた大幅な人事異動をもつて改革派の政府が倒れ、代わつて守旧派の政府が成立し、改革が失敗に終わったとみるのである。その際、目安とされるのが、当役が益田元宣から口羽房通（衛士）に、当職が毛利房謙から毛利熈頼（隠岐）に、当役手元役が村田清風から赤川喜兵衛に、当職手元役が中谷市左衛門から小寺留之助にそれぞれ替わることである。なかでも、重要視されるのが村田の免職である。すなわち、これによつて、改革を主導した村田一派が失脚し、代わつて民意に迎合的な坪井一派が台頭し、改革が潰されたとみなしたのである。

ところで、村田らの退職をもつて、六月段階で長州藩の天保改革が「突然、挫折する」という見方は正しいである

うか。これに判定を下す為には、何故、前記四名の人事移動が六月時点で発令されたのかという問題を説明する必要がある。そこでまず、村田清風からみていくことにするが、彼がこの年の六月に願ひにより江戸手元役を免じられたあと、政界の表舞台に再び復帰しなかったことは紛れもない事実である。嘉永元年（一八四八）の九月から、同五年の正月に隠居を許されるまで明倫館再興御用掛を勤めたことが目立つ位で、あとは郷里にあつて教育者としての余生を送つた。こうしたことを考えれば、一見弘化元年六月の時点で失脚したように見える。しかし、彼が江戸手元役を免じられた弘化元年は、村田にとつて満六一歳にあたり、当然引退して然るべき年齢であつた。むしろ、当時の平均寿命や役職からの常識的な引退年齢を考えれば、村田のケースは極めて異例であつたとすらいえよう。したがつて、村田の退職を何か特別な理由の所為にする必要はそれほど無いかと思える。事実、村田自身、弘化二年の時点で、「私事願の通、御役蒙御免、誠以難有仕合奉存候、……偏二莫大の御仁恕を以無事の退役仕候て古賢の意にも不相背、生々世に難有仕合奉存候^⑤」と受け止めていた。続いて、村田と同時に退任した他の三名の動向に移る。

まず当職手元役を勤めていた中谷市左衛門の動向であつたが、この人物は同職を免ぜられたあと、一週間後には蔵元両人役筆頭となつてゐる。そして、この蔵元両人役が、財政支出の全権を掌握する重要な職で、改革政治の中心的なポストであつたことは既述した通りである。ということ、は、明らかに左遷ではない。現に、中谷は、このあと、嘉永期にかけて改革政治の中心にずっと居座り続けていく^⑥。

最後に当役と当職を勤めた益田元宣と毛利房謙の両名についてごく簡単に言及する。まず益田であるが、彼は当役を退いたほぼ二年後の弘化三年八月に、今度は当職に復帰を遂げる。そして、このあとは、国元にあつて、当然のことながら藩の実権を掌握し続ける。一方、毛利であるが、彼は病気で当職を致仕したあと、弘化四年の二月に五四歳で没している。したがつて、彼の場合、健康状態と老齡が退任の理由であつたことは、ほぼ間違いない。

さて、以上、天保改革が挫折したとされる有力な根拠である四名のリーダーたちのその後の動向に触れたが、ここからは彼らが何らかの責任をとつて退職したと思われる痕跡は窺われない。『修訂防長回天史』は、「蓋し公（＝敬

親)清風等と君臣の間固より芥蒂なかりしと雖ども時論囂然、元宣清風等亦引退を請ふこと切なるを以て暫らく物情に協へしなり」と益田や村田らに対する反発が彼らの解任につながったと評したが、これを過度に重視すべきではあるまい。むろん、こうした反発があつたことは想像するに難くないが、それよりも、やはり村田らの退職は、藩主の毛利敬親が帰藩したあと「慣例」で行われた藩首脳の人事移動の結果とみた方がよからう。

もつとも、そうはいつても、そこには人事移動が行われるだけの理由もそれなりにあつたことは認めねばならないであろう。それは何か。続いてこの点を検討することにした。

藩首脳の人事移動が行われた理由に関しては諸説がある。まず一番有力な説として諸書に挙げられているのは、「公内借捌き」の実行とそれに対する藩内商人の反発である。これは天保一四年の四月に発令され、「家臣が藩から借用した公借や他から借用した内借は、年三朱利(三%)のみを三七カ年藩に返済すれば、完納とする。内借は藩が肩代りし、年二朱利(二%)のみを銀主に三七カ年支払い、末年に元銀を皆済する。もし年限内に元銀返済を求め

る銀主には、根銀年五朱利御貸銀の形で下げ渡す」という内容のものであつた。そして、従来の支配的見解では、この「三十七ヶ年賦皆済仕法」の実施が、事実上藩士への貸金を踏み倒されることになった領内商人の反感を募り、そのために有司が更迭され、天保改革が突然挫折したとされた。

続いて挙げられるのは、井上勝生氏の産物専売政策破綻(55)である。氏は、「公内借捌き」説を「重要な原因」と認めたうえで、天保一四年の九月に、改革の重要な柱であつた「国産方」役所が突然廃止され、藩の産物専売政策が破綻したことが、天保改革が挫折した「一層本質的な原因」とみる。井上氏のこの見解は、専売制の再興が天保改革の骨子であるとみる考え方に拠っている。

次いで、第三のそれとして挙げられるものに、田中誠二氏の藩主・係累・江戸方の反発説がある。これは、藩主の係累や江戸方などを標的とした財政再建策に係累以下が反発を示したことが改革を失敗に終わらせたとみる説である(56)。

さて、以上の諸説が天保改革が挫折した主要な理由として挙げられるかと思うが、私は天保改革が挫折したとまで

は見せないとしたうえで、藩首脳の交代が弘化元年六月段階で行われた最大の理由を、次のように見る。それは、藩内各層の改革政治に対する反発が、幕府の天保改革失敗の影響を受けて押さえきれなくなったことによるといふものである。

ところで、本稿中、私は折りにふれ、長州藩の天保改革が、老中の水野忠邦によって指導された幕府の天保改革と連動していたことを強調した。水野が大御所徳川家斉に対する遠慮もあつて、改革を本格的にスタートさせたのは、長州藩のそれよりも遅れたが、いざ改革が始まると、幕府と長州藩の両者は互いに協調して改革を進めた。より正確に書くと、長州藩は幕府の指導と同意のもと、それを追い風として改革を進めた。これは、幕府と長州藩の双方とも封建的危機の深化という共通の難敵に遭遇し、封建支配者として協力関係の樹立を不可欠としたからである。

そういう点で、天保一四年閏九月の水野忠邦の退任は見逃せないものを含んでいる。事実、長州藩首脳はすぐにこれを深刻に受け止めた。天保一四年閏九月二九日付で、在江戸の益田元宣は、在国の毛利房謙に当てて次のように報じた。⁽⁵⁷⁾それは、水野の退任を受けて江戸および道中筋で

「是迄の御改革御取締緩ミ可申抔と申触候様」に聞くがとんでもないことだ、自分たちには「従来の驕奢の流弊御改革被仰付、文武の道御興隆の御美政可相緩」とは見えない、しかし「兎角因循の御政事をハ相好候人情二付、御府内の巷説御国相聞候ハハ、自然と諸役人の気形も緩ミ、其虚ニ乘し流弊相好候輩」が「雑説」を申し触らし、「人氣を動かし候事」にもなりかねないとの敬親以下の不安を伝えたものであった。次いで一月二五日付で、中谷は村田に対し、「水野様一条殊の外妨ニ相成、……流弊家ハ追年ニ帆ニて頻リニ（流言を）流布仕候」と、深刻な状況になりつつある国元の様相を伝えた。そして、「御改正事も御威光故恐怖仕候上ニて多年の流弊御様直しの事故、真実有難感服仕候程ニハ無御座故、兎角有ミ勝ニ御座候、……今一兩年別て御大事の御場相と奉存候」と、ここ一兩年が改革政治の存続にとって山場となるであろうとの見通しを伝えた。⁽⁵⁸⁾

これを受けて、翌一二月、村田は中谷に対し、「近来公刃御役替り等有之候ニ付、流弊相好候族彼是と申触候趣も有之候様相聞、此節の御政事筋肝要の事ニ候思召」だと、敬親が中谷と同様の認識を有していると応えた。⁽⁵⁹⁾そして、

こうしたやりとりが中谷と村田両者の間であつた翌年（弘化元年）の五月を迎えると、根来七郎兵衛から村田に対し、「公儀向の儀、水野様御退役後は御時相も違ひ候由」として、老中の真田幸貫が退役し、水戸藩主の徳川斉昭が隠居蟄居したとの情報もたらされるのである。村田を含む藩首脳の交代がこの翌月であつたことを考えれば、当然、幕府の天保改革の失敗がこれに大きく係わつていたと想像することは無理なことではなからう。そして、阿部正弘が勝手掛老中に就任するのがその翌月にあたる七月二二日のことであつた。長州藩における藩要路の交代は、幕閣のそれと連動するかたちとなつたのである。

ところで、改革政治に一応のピリオドが打たれた（緊縮財政一辺倒ではなくなった）時期であるが、これは弘化元年の一〇月から一二月にかけての段階とみざるをえないであろう。従来とは明らかに違う方針が、新執行部によつて打ち出されたからである。すなわち、この年の一〇月一日、毛利敬親が、要職にあつた六名（当役の口羽房通、当職の毛利潤頼、当役手元役の赤川喜兵衛、当職手元役の小寺留之助、用所兼所帯役の小川善左衛門と内藤吉兵衛）を城中に召集して、前年に実施された藩士に対する負債償還法の変

更について、意見を求める。そして、この日の討議の結果、ただ一人異議を唱えた赤川が罷免され、そのあと、新たな方針が打ち出される。それは「諸士の負債は公借に属すものは公損とし、私借は代償し、無借少借并に諸卒には惠銀を与へるといふ趣旨のものであつた。⁽⁶¹⁾緊縮財政政策が放棄されたという点で、天保改革の終焉を告げるものであつたと評してよい。そして、十一月一日に、この新方針が寄組以上の重臣に対して宣告される。⁽⁶²⁾次いで、十二月十七日に、毛利敬親の前に関係者を呼び出し、褒賞が与えられる。すなわち、この日、改革は徐々に成果を収めつつあり、満足しているとの敬親の意が表明され、改革に功績のあつた者に褒賞がくだされた。⁽⁶³⁾これは改革政治にひと区切りがついたことを告げる儀式に他ならなかつた。

さて、話がここまで及んだ以上、ここに改めて問題としなければならぬのは、坪井九右衛門らの評価である。というのは、この新方針の採択は、坪井らの迎合的な姿勢がもたらしたものだとして受けとられているからである。すなわち、『修訂防長回天史』には、「坪井等先づ藩士の最も苦しむ所に向ひて手を下し、因て其心を攬らんと欲し」て、新方針を採択したとある。⁽⁶⁴⁾また、『忠正公伝』には、「坪井

入りて之に当るに及び全然此〔前年の「公内借捌き」の方針を顛覆して一時に之を償還せしむるの方法に改め〕、云々とある。⁽⁶⁵⁾これらは、いづれも坪井らが人心に配慮するあまり、財政再建に逆行する政策を採用したことを批判するものであった。しかし、冷静に考えれば、当時の坪井にそこまでの力があつたかどうか疑問である。新方針の採択は赤川を除く五名の藩要路の総意で決定されたのであり、『忠正公伝』の執筆者が指摘するように、「断乎」として、変更の議を裁許⁽⁶⁶⁾したのは藩主の敬親であつた。

こうしたことを考えれば、緊縮財政政策放棄の最大の推進者が坪井であつたとは到底思われぬ。むしろ批判の矛先は毛利敬親ならびに当役・当職らに向けられて然るべきであろう。ところが、藩主である毛利敬親らに対する批判が憚られたために、それが坪井らに向けられた面がかなりの程度あつたものと推測される。

更に付け加えると、このような坪井らに対する批判が生じた背景として軽視できないものに、論功行賞に対する村田派の反発と不満があるように思われる。つまり一二月一七日に、改革に携わつた関係者に対して褒賞が下されたわけであるが、これが当該問題に少なからず影響を及ぼした

と考えられるのである。この日、褒賞を下された順番は次の通りであつた。⁽⁶⁷⁾一番最初が毛利房謙と益田元宣の両名、次いで毛利隠岐と口羽衛士。二人置いて八番目が赤川喜兵衛、一〇番目が梅田九兵衛、一二番目が木原源右衛門、一七番目が岡田与右衛門、二五番目が坪井であつた。そして、村田が褒賞を下されたのは坪井の後の二六番目で、中谷のそれに至つては二八番目という低位であつた。

他方、褒賞の内容であるが、現当役・当職の両名と前任者の二人は銀子百枚他でほぼ同じ扱いであつたが、村田には一〇両、坪井にはその倍額の二〇両が与えられた。村田のあとを嗣いだ赤川が八番目と早く、その赤川とともに藩要路の交代後、権力の中核にのぼりつめることになる梅田と坪井の両名が、村田や中谷よりも先に褒賞され、かつ支給額が多かつたのは、この日の褒賞が藩士に対する負債償還法の変更に参加した者を対象として優先したことによるう。

ところが、こうした趣旨で褒賞がなされたため、不満と反発が渦巻くことになる。現に『修訂防長回天史』には、「坪井に賜ふ所帷子金二十五両（実際は二〇両）、村田に賜ふ所上下金十両なり、蓋し当初より専ら財政整理に従事せ

しものは元宣等にして口羽新任を以て同く銀百枚を賜ひ、村田専ら改革に尽力して賜ふ所坪井に及ばず、士論口羽坪井等の私を尤むと云ふ」とある。⁽⁶⁸⁾私には、こうしたことに端を発するトラブルが尾を引いて、その後の村田派による坪井グループへの猛烈な攻撃に（ひいては正義派對俗論派史觀の形成にも）つながったと思われる仕方がない。

おわりに

再び話を本道に戻す。このように弘化元年の一二月一七日に改革に携わった関係者一同に対して褒賞が下されたが、むしろこれによって改革に終止符が打たれたわけではない。このあとも、弘化四年には、五年間にわたる儉約政策の継続が発表される。その点で、関係者の間にこれで改革は終了したとの明確な認識が生まれなかったのはいうまでもない。そして、前述の中谷の「改革は」いつとなく終わった」との述懐はこのことと関連していた。

しかし、水野忠邦の退陣と、それに引き続く長州藩トップの人事移動によって、改革政治が大いに緩んだのも事実であった。このことは翌弘化二年を迎えるとハッキリとしてくる。すなわち、弘化二年の二月頃になると、藩内のす

べての階層の中に、「衣服も御法度ニ不差障候得は直と相心得、金銀を費し流行を逐ひ、種々新製の物数寄に走り、髮形等に到迄偏ニ流行を第一とし、漸々古風を失ひ、士として農人町人を真似、農家町家の者共ハ士風を学ひ、士庶上下の古風万端令混雜、寔ニ以有之間敷儀ニ候」と非難されるような状況が生まれてくる。そして、豊後節・浄瑠璃・三味線等を習う足軽や町人が急増したため、取り締まりが強化される。これは言うまでもなく、改革政治の後退を意味していた。そのため、赤川喜兵衛らは、江戸にあって、国元で改革精神が緩み出していることに強い危惧の念を表明し、関係者の処分を求めざるをえなかったのである。⁽⁷⁰⁾

このあと、天保改革に引き続く本格的な改革が新たに模索され、実施に移されるのは嘉永期のことであった。それは風水害の発生といった古典的な要因に加え、この嘉永期に一段と顕著となる要因（「外寇防禦」という言葉に象徴される対外的危機の進行）を受けて開始される。しかし、この点については、稿を改めて分析することにした。

〔付記〕 本稿は、『山口県史 史料編（幕末維新2）』の刊行

に向けての作業を進める過程で、成ったものである。いつてみれば、私が担当した当該史料の理解を深めねばならないという切羽詰った状況が書かせた論稿である。このことを、あえて記しておきたい。

- (1) 奈良本辰也『近世封建社会史論』(高桐書院、一九四八年)。堀江英一『明治維新の社会構造』(有斐閣、一九五四年)。田中彰『明治維新政治史研究』(青木書店、一九六三年)。同『幕末の藩政改革』(塙書房、一九六五年)。芝原拓自『明治維新の権力基盤』(御茶の水書房、一九六五年)。小林茂『長州藩明治維新史研究』(未来社、一九六八年)等がその代表的なものとして挙げられる。

- (2) 例えば、奈良本辰也氏が戦後すぐに提唱した有名な「郷土」中農層」の概念自体が成立しえないことは、いち早く木村礎氏の「萩藩在地家臣団について」(『史学雑誌』六二編八号、一九五三年)によって証明された。また比較的近年の労作としては、幕末期の長州藩が、畿内に匹敵する先進地帯ではなく、中間地帯であることを改めて主張した三宅紹宣『幕末・維新时期長州藩の政治構造』(校倉書房、一九九三年)がある。

- (3) 遠山茂樹『明治維新』(岩波書店、一九五一年)他。なお、この点に疑問を表明し、天保改革は封建制の再編強化にとどまったとして、安政改革時にこそ「絶対主義への傾斜」が見られるとしたのが、関順也『藩政改革と

明治維新』(有斐閣、一九五六年)であった。

- (4) 『明治維新人名辞典』(吉川弘文館、一九八一年)の村田の項。なお、井上勝生『幕末維新政治史の研究』(塙書房、一九九四年)には、「天保改革は、……村田清風が地・江戸仕組掛に任ぜられた一八三八(天保九)年八月から着手される」(四六頁)とある。

- (5) 「兼重先生談話」(『史談速記録』第一七号、明治二九年二月二四日、毛利家文庫七六速記類二、山口県文書館)。

- (6) 三宅前掲書、二一四頁。

- (7) 末松謙澄『修訂防長回天史』上巻(柏書房版、一九六七年)七七頁以下他。

- (8) 嘉永五年五月に中谷が地方御職座へ提出した書面中に見える言葉(「流弊改正控」九、毛利家文庫一一政理一四〇、山口県文書館)。

- (9) その中であって、改革の多面性について、ごく簡単に触れたのが三宅紹宣『藩政改革の光と影をめぐって』(青木美智男・保坂智編『争点日本の歴史』第五巻、近世編、新人物往来社、一九九一年、所収)である。

- (10) そうした評価が最も簡潔に記されているのが、梶原良則氏の筆になる以下のような文章である。「いうまでもなく、村田清風の名が今日までよく知られている所以は、……藩政改革の成功、即ち明治維新における長州藩活躍の基盤を作り上げたという一点にあるといっても過言ではない。この清風が主導した天保改革は(下略)」

(梶原貞則編集・三隅町教育委員会発行『村田清風関係
文書目録』解説、一九八九年)。

- (11) 田中誠二「秋藩天保期の藩財政」(『山口大学文学会
誌』第五一卷、二〇〇一年。以下A論文とする)。同
「秋藩後期の経済臣僚たち」(平成一〇〜一二年度科学研
究費補助金基盤研究(C)(2)研究成果報告書「古代〜近世に
おける中国地方西部の鉱業生産に関する総合的研究」所
収、二〇〇一年。以下B論文とする)。

- (12) 広田暢久「毛利家編纂事業史(其の二)」(『山口県文
書館研究紀要』第六号、二頁)。

- (13) 『修訂防長回天史』上巻、五七・六一頁。

- (14) 広田暢久「毛利家編纂事業史(其の一)」(『山口県文
書館研究紀要』第三号、三二頁)。

- (15) 同右、四四・四六頁。

- (16) 同右、二八・三二・三六・四〇〜四二・四五・四六
頁。同「毛利家編纂事業史(其の二)」一〜一五頁。同
「毛利家編纂事業史(其の三)」(『山口県文書館研究紀
要』第七号、一〜一五頁)。

- (17) 「毛利家編纂事業史(其の二)」九頁。

- (18) 田中誠二B論文、四六頁。

- (19) 同右、四六〜七頁。

- (20・49) 所帯方役・江戸御用所役兼帯であった長屋藤兵衛
が、天保一一年七月に藩に提出した意見書に見える言
葉(「流弊改正控」一)。

- (21・36・37・39) 「御書付控」三八(毛利家文庫四〇法令

一六〇、山口県文書館)。

- (22) 本稿では、この天保三年に開始された財政再建策につ
いては一切触れないが、私は田中誠二氏の「天保財政
改革は、その前哨戦として天保三年から五年間の仕組を
持った」(B論文五四頁)という考えに全面的に同意す
る。つまり本格的な改革のプロローグとしての意味をこ
の天保三年から七年にかけての改革に見出したい。

なお、本稿脱稿後、石川敦彦氏の論稿(「天保期の社
会情勢と政治改革——行倒・出奔・捨子・一揆——」
『山口県地方史研究』第八七号、二〇〇二年)に接した。
天保二年の大一揆に規定されて天保改革が行われたわけ
ではなく、改革の中心課題は一揆とは別の系列の財政改
革であったとする氏の主張には、首肯出来る点が多かつ
た。ここに付記しておく。

- (23) 天保九年二月二五日付で、江戸当役の梨羽頼母に宛て
て出された国元の一門家老の連名書簡によると、前年の
冬には、「八組頭中より御馳走軽目の儀其外」の申し入
れがあり、次いで「年明」にも「度々催促」があったと
いう(「御儉約二付公辺御届一件諸沙汰控」毛利家文庫
一—政理一三一、山口県文書館)。

- (24) この点に関しては、三宅前掲書の第二部第二章を参照
のこと。

- (25) 「忠正公伝」第五編第四章一三一(「両公伝史料」一三
一三、山口県文書館)。

- (26・28・29) 「御儉約二付公辺御届一件諸沙汰控」。

- (27・30・31・32) 「御書付控」三七(毛利家文庫四〇法令一六〇、山口県文書館)。
- (33・69) 「流弊改正控」七。
- (34) 五七頁。
- (35) 田中A論文一二頁。
- (38) 「流弊改正控」三。
- (40) 「流弊改正控」一。「御改正ニ付地方ヨリ申出」壹・貳(毛利家文庫一一政理一三八、山口県文書館)。
- (41) 管刑の採用や淫祠の解除(寺社数の減少)、それに他国品の移入禁止などがそれに該当する。
- (42・43・46) 「流弊改正控」一。
- (44・45・47) 「流弊改正控」二。
- (48) 天保一四年八月七日付毛利房謙宛益田元宣書簡中に見える言葉(「流弊改正控」四)。
- (50) 井上前掲書、五〇頁。
- (51) 『村田清風全集』下巻(マツノ書店復刻版、一九八五年、三八八頁)。同じく、嘉永五年の広瀬旭莊宛のものと思われる書簡案には、「小生過る辰年……帰郷、因病、辭職仕」(同、四二〇頁)云々とある。
- (52) 「役員進退録」な(一)「両公伝史料」一〇七一)。
- (53・64・68) 上巻、六一頁。
- (54) 田中B論文、六一〜二頁。
- (55) 井上前掲書、五一頁。
- (56) もっとも、氏は「上(＝藩主・係累)からの反発も、なにがしかの関係があるように思える」と遠慮勝ちな指

摘にとどめている(B論文、六二頁)。

(57・58・59・60・63・67) 「流弊改正控」六。

(61・62・66) 『忠正公伝』第六編第二・三章二〇三(「両公伝史料」一三八五)。

(65) 『忠正公伝』第九編第五章二四〇(「両公伝史料」一四三七)。

(70) 弘化二年二月二五日付小寺留之助宛赤川喜兵衛・梅田九兵衛・坪井九右衛門書簡(「流弊改正控」七)。

(いえちか よしき・大阪経済大学人間科学部教授)